

# 第6回岩手地方最低賃金審議会議事要旨

令和7年11月17日 午後1時30分～午後2時56分

主な審議事項 **公開・非公開**

- 1 岩手県特定（産業別）最低賃金専門部会における審議結果について
- 2 岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）
- 3 その他

|      |    |       |
|------|----|-------|
| 出席状況 | 公益 | 5 / 5 |
|      | 労側 | 4 / 5 |
|      | 使側 | 5 / 5 |

## 審議要旨

- 1 岩手県特定（産業別）最低賃金専門部会における審議結果について  
各部会長から、専門部会の審議結果が報告された。

- 2 岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）  
岩手県特定（産業別）最低賃金専門部会における審議結果報告について、質問等はなく、各専門部会の審議結果を採決案として採決が行われた。

### 採決の結果

採決案「現行の岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金時間額1,008円を64円引き上げ1,072円（引上げ率6.35%）とする。」が、賛成9（使5、公4）、反対4（労4）の賛成多数で議決された。また、「発効日は、法定発効とする。」が、賛成13の全会一致で議決された。

採決案「現行の岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金時間額985円を67円引き上げ1,052円（引上げ率6.8%）とする。発効日は、令和8年2月1日とする。」が、いずれも賛成13の全会一致で議決された。

採決案「現行の岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金時間額975円を64円引き上げ1,039円（引上げ率6.56%）とする。発効日は、法定発効とする。」が、賛成9（使5、公4）、反対4（労4）の賛成多数で議決された。

採決案「現行の岩手県自動車小売業最低賃金時間額1,004円を64円引き上げ1,068円（引上げ率6.37%）とする。」が、賛成9（使5、公4）、反対4（労4）の賛成多数で議決された。また、「発効日は、法定発効とする。」が、賛成13の全会一致で議決された。

答申文が、岩手地方最低賃金審議会長から岩手労働局長に手交された。

- 3 その他

来年度の実地視察について、事務局より、対象業種、対象地域及び実施方法等の検討依頼があり、委員から意見や要望等が出された。

### 次回開催日

会議名 令和7年度第7回岩手地方最低賃金審議会

日 時 12月3日 午前10時（予定）

場 所 未定（外部会場の予定）

特定（産業別）最低賃金に対する異議の申出がなされた場合に開催予定